

条例の概要

目的 (第1条)

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人の尊厳及び権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の実現に寄与する。

1 定義 (第2条)

《障害のある人とは》

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病）その他の心身の機能障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

※障害者手帳の有無は問わない

《差別とは》

- ・障害を理由として障害のない人と不当な差別的扱いをすることにより、障害のある人の権利利益侵害すること
- ・社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしないこと

2 基本理念 (第3条)

《第1項》

全ての障害のある人が、障害のない人と等しく基本的人権を享受する個人としての尊厳が重んじられ、障害のない人と同等の権利を有し、社会の様々な分野に参加できることを旨として行わなければならない。

《第2項》

誰もが障害を有することとなる可能性があること及び障害は障害のない人も含めた全ての人に関係する問題であることが認識され、差別を生む背景にある誤解、偏見その他の理解不足が解消されるよう、障害のある人と障害のない人が共に学び合い協力していくことを旨として行わなければならない。

《第3項》

差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならない。

3 県の役割、県民等の役割 (第4条～第9条)

何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない

県の役割

- ・差別を解消するための施策を総合的に策定し、実施する。
- ・市町村と連携し、情報提供及び技術的な支援に努める。
- ・財政上の措置を講ずるよう努める。
- ・普及啓発のための広報活動を行う。
- ・各分野において特に配慮すべき事項を定める。

県民及び事業者の役割

- ・障害のある人の社会参加の支援に努める。
- ・障害についての理解を深め、差別の解消及び施策への協力に努める。
- ・障害のある人等が周囲の人に気兼ねなく支援を求められる社会環境の実現に努める。
- ・障害のある人も、周囲の理解が得られるよう努める。
- ・各分野において特に配慮すべき事項を遵守する。

4 相談及び紛争解決のための仕組み (第10条から第17条)

(1) 相談窓口の設置

名称：茨城県障害者差別相談室

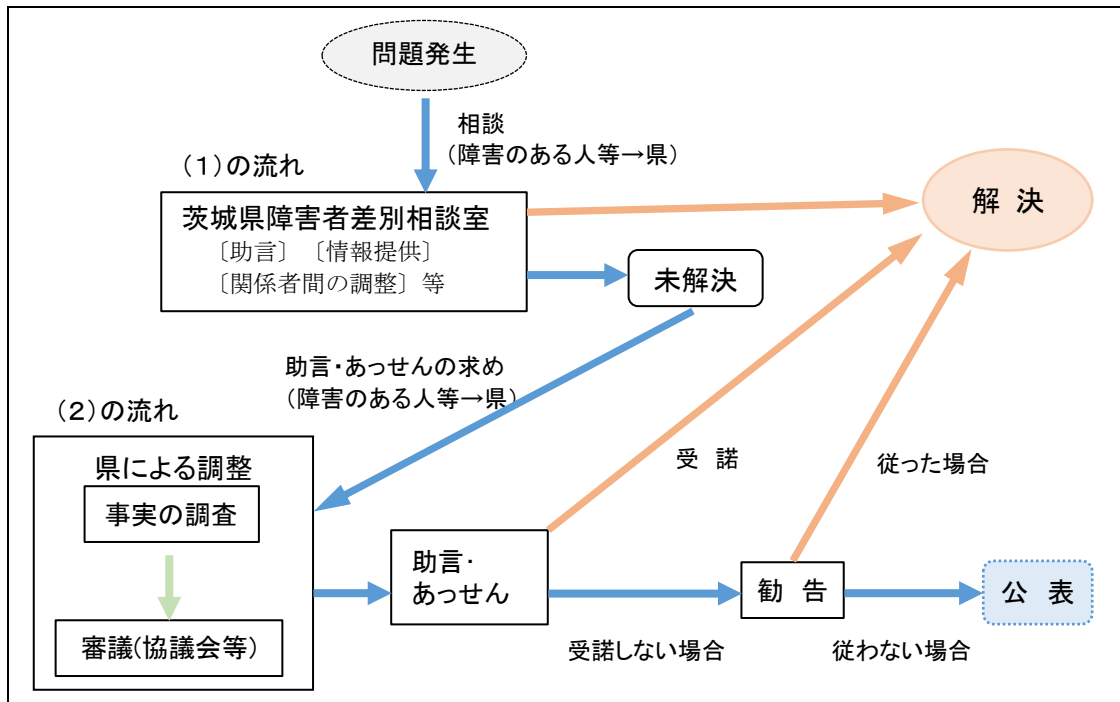
設置場所：セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（県総合福会館）2階

相談時間：月～金（祝・年末年始除く）午前9時～午後5時

方法：電話、FAX、Eメール、来所など

(2) 助言・あっせん

(1) では解決しなかった場合、県が助言やあっせんを行う。



5 協議会の設置 (第 18 条から第 24 条)

名 称：茨城県障害者差別解消支援協議会

協議事項：医療、介護、教育その他の関連分野の関係機関等により構成され、相談事例を踏まえた差別を解消するための取組を協議。

※次ページ (2) 推進体制を参照